# 法人寄付会員（旧法人賛助会員）規程

第１条 （目的）

本規程は、公益財団法人日本バドミントン協会（以下「当法人」という）に おける法人寄付会員（以下「会員」という）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第２条 （会員）

当法人の会員は、当法人の目的に賛同し次条及び第４条に定めに従い入会する法人又は団体とする。

第３条（入会）

会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、当法人代表理事の承認を得るものとする。

第４条 （入会金及び会費）

1. 会員は、別表に定める入会金及び会費を納入しなければならない。 対応する期間について、会員から特段の申し出がある場合を除き、初年度は入会金を納入した翌月より１年間とし、以降は期間終了日の翌日からの１年間とする。
2. 既納の入会金及び会費は返還しないものとする。

第５条 （任意退会）

会員は、当法人所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第６条（除名 ）

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に違反する行為があったとき

(2) 当方人の定める規程等に違反したとき

(3) 第９条に定める事由に該当するとき

(4) その他の除名すべき正当な事由があるとき

第７条 （会員資格の喪失）

会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 当該会員が解散したとき

(3) 会費の納付を怠ったとき

(4) 除名されたとき

第８条 （会員資格喪失に伴う権利及び義務）

1. 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
2. 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。但し、第９条に定める事由に該当し会員を除名する場合はこの限りでない。

第９条 （反社会的勢力の排除）

1. 当法人は、会員が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に該当し、または、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、会員を除名させることができる。会員は、反社会的勢力のいずれでもなく、また、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。
   (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
   (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
   (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
   (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
   (5) その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
２. 当法人は、会員が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、会員を除名させることができる。
   (1) 暴力的な要求行為
   (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
   (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
   (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて当法人の信用を棄損し、または当法人の業務を妨害する行為
   (5) その他前各号に準ずる行為

第１０条（特典）

会員は、次のような特典を受けることができる。

(1) 当法人オフィシャルホームページへの会員名掲出
(2) 当法人が指定する応援活動の実施または実施後告知の際の会員名掲出
(3) 当法人活動報告書などを発行する場合の、活動報告書への会員名掲出

第１１条（会費の使途）

当法人は、会費を当法人の目的に係る事業に使用するものとする。

第１２条（改廃）
　この規程の改廃は、当法人理事会の決議により行うものとする。

第１３条（その他）
　この規程に定めるもののほか、必要な事項は当法人理事会が別に定める。

附則
　この規程は、2024 年 3 月 6 日から施行する。

附則
　この規程は、2024 年 6 月 7 日から施行する。

附則
　この規程は、2024 年 10 月 1 日から施行する。

附則
　この規程は、2025 年 12 月 18 日から施行する。

別表

| 会員の種類 | | 入会金 | 年会費 |
|---|---|---|---|
| 法人寄付会員 | 当法人の主旨に賛同する法人、又は団体 | なし | 一口 50 万円 |